［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］

別表第三

名称	所在地
［略］	［略］
ＥＬＩＣ京都校日本語科	京都府
ＭＲＳ関西日本語学校	京都府
［略］	［略］

［同上］	［同上］
ＭＲＳ関西日本語学校	京都府
［同上］	［同上］
大原昂自動車・スポーツ専門学校	福岡県
［同上］	［同上］
熊本外語専門学校	熊本県
［同上］	［同上］

別表第三

名称	所在地
［同上］	［同上］
ＥＬＩＣ京都校日本語科	京都府
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

○国土交通省告示第八百四十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第三項及び第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自動車のばい煙、悪臭のある ガス、有害な ガス等の発散防止装置）	（自動車のばい煙、悪臭のある ガス、有害な ガス等の発散防止装置）
第41条　（略）	**第41条**　（略）
2　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のある ガス、有害な ガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第二号、第三号及び第五号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第二号から第五号までの規定は適用しない。	2　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のある ガス、有害な ガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第二号、第三号及び第五号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第二号から第五号までの規定は適用しない。
一～四　（略）	一～四　（略）